○○○相談支援事業所　運営規程

資料　運営規程記載例

（運営の方針）

第２条　この事業所が実施する事業は、利用者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行う。

２　事業の実施に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行う。

３　事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

４　事業の実施に当たっては、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。

５　事業の実施に当たっては、市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努める。

６　事業の実施に当たっては、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図る。

７　事業所は、厚木市における地域生活支援拠点等の機能を担うことを踏まえ、広く地域の障害児者の支援に努める。

①　相談

②　緊急時の受入れ・対応

記入する際は、５つの機能のうち、事業所等で担う機能を選択してください。

③　体験の機会・場

④　専門的人材の確保・養成

⑤　地域の体制づくり

８　事業の実施に当たっては、前７項の他、関係法令等を遵守する。